

必要書類等説明書

— 指定給水装置工事事業者の指定（新規・更新） —

給水装置工事事業者が松前町の指定（新規・更新）を受けようとする場合は、申請が必要となります。

必要書類（各1部）

【法人】

- ① 指定給水装置工事事業者 指定（新規・更新）申請書
- ② 指定給水装置工事事業者 確認事項届出書
- ③ 機械器具調書
- ④ 機械器具の写真
- ⑤ 誓約書
- ⑥ 給水装置工事主任技術者免状またはカードの写し
- ⑦ 事業所の所在地図
- ⑧ 事業所の写真（外観・内部の状態が分かるもの数枚）
- ⑨ 定款の写し（原本証明が必要）
- ⑩ 登記事項証明書の原本（松前町下水道排水設備工事指定工事店の指定を同時に行う場合は、写し可）

【個人】

- 上記①～⑧
- ⑨ 住民票の写し

指定完了

申請手続き完了後に、以下の書類を窓口にてお渡しします。

【新規】

- ① 指定給水装置工事事業者証
 - ② 松前町給水装置工事設計施工要領
 - ③ 指定手数料等の納入通知書（11,000円）
- ※松前町給水装置工事設計施工要領等の説明（約1時間程度）を行いますので、給水装置工事主任技術者（代表）の出席をお願いします。

【更新】

- ①（新）指定給水装置工事事業者証
 - ② 更新手数料の納入通知書（10,000円）
- ※（旧）指定給水装置工事事業者証をお持ちください。

なお、指定または更新手数料の納入確認をもって**指定完了**とします。

お問い合わせ先：松前町上下水道課水道工務係 TEL 089-985-4229 FAX 089-985-4147